



令和7年の定期報告の提出をお願いします

【家畜飼養者の皆様へ】

家畜伝染病予防法に基づき、毎年、下の対象家畜の飼養者は、2月1日現在の家畜の飼養頭数及び飼養状況等を報告していただく必要があります。


今年も報告の時期となりましたので、御記入後、**農場のある市町村の畜産担当まで御提出くださるようお願いいたします。**

○報告様式

「家畜伝染病予防法に基づく定期報告書」
(右図)

○対象家畜

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚（ミニブタ含む）、いのしし、鶏、あひる（あいがも含む）、うずら、きじ、だちょう（エミューを含む）、ほろほろ鳥及び七面鳥



市町村から連絡のあった締め切りまでに、御提出をお願いします！

別添1 酪農・肉用牛経営用

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に基づく定期報告

調査時点：令和7年（2025年）2月1日

令和7年（2025年）2月1日時点の現状について御記入いただき、令和7年（2025年）2月14日までにお住まいの市町村へ提出をお願いします。

一生産者の皆様へ

家畜の飼養者には、平成23年度（2011年度）から家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に基づき、飼養状況等の報告が義務付けられています。家畜伝染病の発生の予防、早期の通報、迅速な初動等に重点を置いて家畜防疫体制の強化を図るものですので、本調査票に該当する項目には必ず御記入くださいますようお願いいたします。

なお、同時に実施しております熊本県畜産統計調査についても必ず回答くださるようお願いいたします。

対象の家畜

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚（ミニブタを含む）、いのしし、鶏、あひる（あいがもを含む）、うずら、きじ、だちょう（エミューを含む）、ほろほろ鳥及び七面鳥

*愛玩や庭先飼育も含まれます。

【提出が必要な書類について】

- ・定期報告書
- ・飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況（牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合）

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用してオンラインで提出することが可能です。

詳細は別添2のリーフレットを御確認ください。

定期報告提出時には、農場主・従業員ともに、飼養衛生管理基準の再確認を行い、伝染性疾病の侵入防止対策の徹底をよろしくお願ひします！！



毎月**20日**はくまもと家畜防疫の日

定期的な消毒を実施しましょう！



牛の異常産について

牛の異常産は全国で散発しており、熊本県でも2013年及び2019年にアカバネ病が、更に2019年にはピートンウイルスの関与が疑われる異常産が発生しました。そして、2023年以降イバラキウイルスと近縁である流行性出血病ウイルス血清型6（EHDV-6）の関与が疑われる嚙下障害や流死産が数件確認され、2024年には、チュウザンウイルスによる異常産や、流産や起立困難、嚙下障害等を呈した羊や牛において、ブルータングウイルスが検出されています。

さらに県内の未越夏牛を対象とした調査においても、今年度は、アイノウイルス・ディアギュラウイルス・流行性出血熱ウイルス・チュウザンウイルスについて抗体の陽転が確認されたことから、これらのウイルスが県内へ侵入していると考えられ、異常産の発生リスクが高いといえます。

異常産を引き起こす疾病のうち、下表のものは、ワクチンを接種することで予防できます。被害を最小限にするためにも、母牛にワクチンを毎年接種し、農場及び地域全体の抗体保有率を高めることが重要です。

牛に異常産を引き起こすウイルス感染症の症状とワクチンによる予防

疾病名	アカバネ病	アイノウイルス感染症	ピートンウイルスの関与を疑う異常産	チュウザン病
発生時期	夏～翌年春			秋～翌年春
臨床症状				
	水無脳症（大脳欠損や小脳欠損）			
	<ul style="list-style-type: none">・流産・早産・死産・体形異常（脊柱のわん曲等）・起立困難・盲目等の神経症状			<ul style="list-style-type: none">・虚弱、盲目、起立不能・体形異常はない
ワクチン	異常産3種混合ワクチン（アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症） 異常産4種混合ワクチン（上記＋ピートンウイルスの関与を疑う異常産）			
	<ul style="list-style-type: none">・ウイルスを媒介する吸血昆虫（蚊やヌカカ）が活発化する前に接種する。・未経産牛及び前年度未接種の牛には、4週間隔で2回、筋肉内に接種する。・前年度に接種経験のある牛には、1回、筋肉内に接種する。			

上記のワクチンで予防できる異常産ウイルス以外にも、他の病原体等が原因となる異常産があります。
異常産がみられた場合には、家畜保健衛生所にご連絡ください。

ランピースキン病対策の徹底について

2024年11月に県内1例目の発生が確認されて以降、現在までに、県内では3例の発生が確認されています。本病は、死亡率は高くありませんが、全身の皮膚の結節や水腫、発熱、泌乳量の減少などの症状を呈し、まん延防止のため、隔離や移動自粛、ワクチン接種等の対応があります。牛飼養農家の皆様におかれましては、健康観察の徹底、サシバエ等の害虫駆除及び農場内の清掃・消毒等、引き続き防疫対策の徹底をお願いいたします。



ランピースキン病発症牛

※現在、ワクチン接種県（福岡県）に由来する牛肉は、対米向け輸出が制限されている状況です。

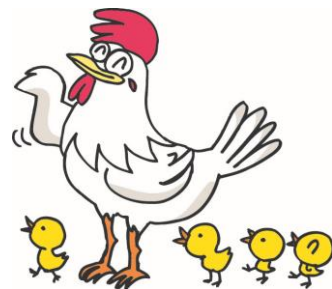
万が一異常が認められた場合には、家畜保健衛生所に通報をお願いします！！

高病原性鳥インフルエンザについて

高病原性鳥インフルエンザの発生が今年に入ってから各地で相次ぎ、今シーズンは、現在まで14道県40事例で発生しています（1/21時点）。九州内の養鶏場や県内の野鳥でも発生しており、渡り鳥の飛来シーズン中である今の時期は、引き続き最大限の警戒が必要です。農場にウイルスを侵入させないよう、今一度飼養衛生管理の徹底をお願いします。

point

- ・人、物、車両の入出時の消毒
- ・衛生管理区域及び畜舎専用衣服の着用
- ・防鳥ネット等の野生動物侵入防止対策の徹底



近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	型	発生地（国）	畜種	発生年月日
アフリカ豚熱 (ASF)		韓国	豚	12月16日
			野生いのしし（5）	12月
高病原性 鳥インフルエンザ (HPAI)	H5N1	韓国	家きん（14） 野鳥（14）	12月2日～30日 12月3日～12月27日
	不明	台湾	家きん（6）	12月